

三郷町章使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、三郷町章を使用する場合の取扱いに関し、町長（以下「管理者」という。）が必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 三郷町章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ三郷町章使用承認申請書（様式第1号）を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(使用承認基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、使用目的等を審査し、適當と認めた場合は、三郷町章使用承認書（様式第2号）により申請者に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、三郷町章の使用を承諾しないものとする。

- (1) 三郷町章のイメージを損なう恐れのあるとき。
 - (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
 - (3) 特定の個人・政治、思想等の活動に利用する恐れのあるとき。
 - (4) 不当な利益を得ることを目的として使用される恐れのあるとき。
 - (5) 町の事業または町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
 - (6) 町のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになると認められるとき。
 - (7) 三郷町章を管理者が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
 - (8) 社会通念上許可することが不適切と認められるとき。
 - (9) その他、管理者が三郷町章の使用について不適當と認めたとき。
- 2 前項の規定により三郷町章使用を承認しないときは、三郷町章使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の注意事項)

第5条 三郷町章の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 管理者が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認できるものの提出をもって代えることができる。
- (4) 商標登録出願を行うことは認めない。

(承認内容の変更等)

- 第6条 使用者が承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ三郷町章使用変更承認申請書（様式第4号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請に基づき、承認することが適當と認めたときは、三郷町章使用変更承認書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の承認については、前条の規定に準ずるものとする。

(使用承認の取消し)

- 第7条 管理者は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
- (1) 第3条第1項に該当、または第5条に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 3 管理者は、承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 4 管理者は、承認を取り消された者に生じた損害を賠償する一切の責任を負わない。

(損害賠償)

- 第8条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより管理者に損害を生じさせた損害を賠償しなければならない。

(三郷町章に関する権利)

- 第9条 三郷町章に関する一切の権利は、三郷町に属する。

(補足)

- 第10条 この規定に定めるもののほか、三郷町章の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規定は、平成24年8月6日から施行する。